



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 9 日 (火)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (58) (税務課)	4
	鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例 (59) (消防チーム)	8
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (60) (給与室)	9
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例 (61) (景観まちづくり課)	10

==== 公布された条例のあらまし ====

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等（以下「法」という。）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 法の施行に伴い、次のとおり関係する条例について所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県税条例	社団法人及び財団法人が、平成20年12月1日から5年の間に一般社団法人等に移行することにかんがみ、条例中引用している社団法人又は財団法人の名称について所要の規定の整備を行う。
イ 鳥取県税条例の一部を改正する条例	
ウ 職員の給与に関する条例	
エ 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例	
オ 鳥取県立自然公園条例	県立自然公園の公園管理団体として指定できる法人を定めた規定中、民法第34条の法人を一般社団法人又は一般財団法人に改める。
カ 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	指定管理者が行う鳥取県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の利用の許可について定めた規定中、物品の販売等を行うためにセンターの施設設備を利用することができる団体のうち、民法第34条の法人を一般社団法人又は一般財団法人に改める。

(2) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

鳥取県消防顕彰金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

消防組織法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 顕彰金等の授与の対象となる消防団員を定めた規定中、引用している消防組織法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民生活金融公庫等が廃止され、公庫の予算及び決算に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 通勤手当として高速自動車国道等特別料金等を支給する職員の範囲を定める規定中、公庫を引用する部分を削る。

(2) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 費用の負担について定めた規定中、引用している道路整備費の財源等の特例に関する法律の題名を改める。

改正前 道路整備費の財源等の特例に関する法律

改正後 道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律

(2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>社団法人全国保健センター連合会(昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>が所有し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの</p> <p>(11) <u>財団法人鳥取県交通安全協会(昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの</p> <p>(12) 略</p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税(第3号に掲げる場合にあっては、平</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの</p> <p>(11) 財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの</p> <p>(12) 略</p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税(第3号に掲げる場合にあっては、平</p>

<p>成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を減免することができる。</p> <p>(1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。)において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 財団法人鳥取県保健事業団(昭和52年4月1日に財団法人鳥取県保健事業団という名称で設立された法人をいう。以下この号において「保健事業団」という。)又は財団法人中国労働衛生協会(昭和53年3月30日に財団法人中国労働衛生協会という名称で設立された法人をいう。)が、その所有する自動車(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。以下この号において同じ。)を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合(保健事業団が、財団法人結核予防会(昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。)が所有する自動車を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合を含む。)</p>	<p>成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を減免することができる。</p> <p>(1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 財団法人鳥取県保健事業団(以下この号において「保健事業団」という。)又は財団法人中国労働衛生協会が、その所有する自動車(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。以下この号において同じ。)を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合(保健事業団が、財団法人結核予防会が所有する自動車を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合を含む。)</p>
---	---

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成19年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財団法人鳥取県保健事業団(」の次に「昭和52年4月1日に財団法人鳥取県保健事業団という名称で設立された法人をいう。」を、「財団法人中国労働衛生協会」の次に「(昭和53年3月30日に財団法人中国労働衛生協会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人結核予防会」の次に「(昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与からの控除)	(給与からの控除)

<p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>財団法人鳥取県職員互助会(昭和58年4月1日に財団法人鳥取県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)</u>、<u>財団法人鳥取県教育関係職員互助会(昭和47年8月1日に財団法人鳥取県教育関係職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>及び<u>財団法人鳥取県警察職員互助会(昭和59年3月31日に財団法人鳥取県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>の掛金及び償還金</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部(<u>昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の鳥取支部をいう。)</u>)及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)~(8) 略</p>	<p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察職員互助会の掛金及び償還金</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)~(8) 略</p>
---	--

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を<u>社団法人鳥取県歯科医師会(昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。)</u>に委託する。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p>

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第17条の8 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(指定)</p> <p>第17条の8 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p>

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国、地方公共団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、<u>一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国、地方公共団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の一部事務組合又は広域連合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第5号に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の一部事務組合又は広域連合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第5号に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第15条の2に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるもの（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>6～9 略</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>6～9 略</p>

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第121条及び<u>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第121条及び<u>道路整備費の財源等の特例に関する法律</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。